

那須塩原市ファミリーサポートセンター利用料の助成について

1 事業の必要性

ファミリーサポートセンター事業は、平成23年度からNPO法人に委託して実施しています。事業を運営している中で、ひとり親世帯や生活保護世帯の利用者から、利用料金が高く、利用しにくいとの意見が出ています。

平成27年3月に策定した「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」において、貧困家庭に対する保育の確保として、子育て支援サービスを利用する際の経済的負担の軽減を検討する必要があるとされています。

子育て支援の一環として、ファミリーサポートセンターにおいても、低所得世帯及びひとり親世帯の利用助成を行い、子育てしやすい環境づくりを整備するため、利用料の助成制度を創設するものです。

2 事業の内容

(1) 対象者

住民税非課税世帯、ひとり親家庭医療費受給資格者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等世帯

(2) 助成額

一月の利用料の1/2の額 ただし上限は一月10,000円

3 事業開始日

平成29年4月1日

4 その他

事業の実施にあたり、「那須塩原市ファミリーサポートセンター利用料助成金交付要綱」を制定します。

那須塩原市ファミリーサポートセンター利用料助成金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この告示は、那須塩原市ファミリーサポートセンターのサポート活動を利用する低所得世帯等に対し、利用料の一部について助成金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語の定義は、那須塩原市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成29年那須塩原市告示第 号。以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

（対象者）

第3条 利用料の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、利用会員のうち、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものをいう。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する自立支援金の受給世帯
- (3) 那須塩原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年那須塩原市条例第129号）第2条第5項に規定する受給資格者が属する世帯
- (4) 前年度分の市町村民税が非課税である世帯

（助成額）

第4条 助成金の額は、1月の利用料の合計の2分の1の額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1月当たり1万円を限度とする。

2 助成金は、第6条第1項の規定による登録の決定を受けた日の当日分から交付する。

3 助成金は、利用料を現金で支払った場合に限り交付を受けることができる。

（対象者の登録）

第5条 利用料の助成を受けようとする者は、毎年度、あらかじめ対象者である旨の市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、ファミリーサポートセンター利用料助成登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号又は第3条第2号に該当する世帯に属する者にあつては、福祉事務所長が発行する証明書
- (2) 第3条第3号に該当する世帯に属する者にあつては、那須塩原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則（平成17年那須塩原市規則第75号）第4条の規定により交付されたひとり親家庭医療費受給資格者証

(3) 第3条第4号に該当する世帯に属する者にあつては、市町村民税の非課税証明書

(4) 那須塩原市ファミリーサポートセンター会員証の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録の決定)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、登録の可否を決定し、速やかにファミリーサポートセンター利用料助成登録（登録却下）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により対象者である旨の決定を受けた者（以下「登録者」という。）を台帳に登録するものとする。

(登録の抹消及び変更に係る届出)

第7条 登録者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにファミリーサポートセンター利用料助成登録抹消届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) サポート活動を受ける必要がなくなったとき。

(2) 登録者の属する世帯が第3条各号のいずれにも該当しなくなったとき。

2 登録者は、氏名、住所その他第5条第2項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにファミリーサポートセンター利用料助成登録変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があつたときは、登録を抹消し、又は変更するものとする。

(助成の申請等)

第8条 登録者は、利用料の助成を受けようとするときは、サポート活動を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年を経過する日までにファミリーサポートセンター利用料助成金交付申請書（様式第5号）（以下「交付申請書」という。）にサポート会員から提出を受けたサポート活動報告書の写しを添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、助成の可否を決定し、速やかにファミリーサポートセンター利用料助成金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、登録者が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の支給を受けたときは、当該決定を取り消し、又は支給した助成金の全部又は一部の返還をさせることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

